

令和3年度

新規開発や新価値創造に取り組みたいとお考えのみなさまへ

豊田市ものづくり創造補助金

豊田市では、今後も世界有数の「ものづくりのまち」として発展していくため、**中小企業による新製品・新技術等の開発**や、**スタートアップによる新たな価値の創造**、**新たなビジネスモデル構築**に対して、その費用の一部を補助します。新規開発、新たな産業創出に向け取り組む皆様、ぜひご活用ください！

対象者

市内の中小企業者

※ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

対象事業

新製品・新技術等の開発を行う**製造業、建設業**又は**情報通信業**に関する事業で、**具体的な開発**（実施設計、試作、改良、試験等）とその市場開拓に必要な調査や販売促進に関する事業

スタートアップには「活動拠点の環境整備費」や「人件費」も支援！

- ※ 具体的な開発を伴わず、調査や販売促進のみに係る事業は補助対象外です。
- ※ 補助対象期間は、交付決定日以降から翌年3月10日までを原則とします。
- ※ 3か年の事業計画も対象になりますが、各年度毎に審査を受けていただく必要があります。

補助率

対象経費の **1/2** 以内

【補助限度額】

	年度
重点産業分野	1,000万円
スタートアップ・第二創業 共同開発・農山村地域	500万円
上記以外	300万円

- ※ 同一事業については、連続3年度以内の補助となります。
- ※ 補助対象経費が20万円未満の事業は補助対象外です。
- ※ 重点産業分野、スタートアップ等の定義は「応募の手引き」参照。

申請
期間

令和3年 **4月1日(木)~**
4月20日(火) ※ 必着

申請
書類

事業計画申請書 一式

※ 様式はホームページからダウンロードできます。
<http://toyota-sentan.jp/>



提出
方法

下記の場所まで**持参**又は**郵送**

豊田市 産業部 次世代産業課
〒471-0023 豊田市拳母町2-1-1
ものづくり創造拠点SENTAN 2階

- ※ ご提出いただいた計画申請書に基づき、審査会で補助事業の採択の可否を審査します。審査結果によっては補助金を交付できないことがありますので予めご了承ください。

※ 当該補助金にかかる予算について令和3年3月豊田市議会定例会で可決されなかったときは、本案件は無効となります。

令和3年度 豊田市ものづくり創造補助金

豊田市 産業部 次世代産業課

住所 〒471-0023 豊田市拳母町2-1-1

電話 0565-47-1250 FAX 0565-47-1252 E-mail monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

ものづくり創造拠点SENTAN HP (<https://toyota-sentan.jp/>)

SENTAN

